

「保護預り約款」新旧対照表

平成 20 年 11 月 30 日
(下線部分改正)

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>(約款の趣旨) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(保護預り証券) 第 2 条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。<u>平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日から廃止されます。以下同じ。</u>）その他の法令又は保振法第 5 条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程（「<u>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律</u>」（以下「<u>決済合理化法</u>」）といいます。）<u>施行の日から一般振替機関の監督に関する命令第 6 条第 2 項第 1 号に基づく兼業業務に関する業務規程</u>）及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所) 第 3 条 当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. 機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投 | <p>(約款の趣旨) 第 1 条 (省 略)</p> <p>(保護預り証券) 第 2 条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）その他の法令又は保振法第 5 条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程及び業務規程施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(保護預り証券の保管方法及び保管場所) 第 3 条 (同 左)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省 略) 2. 機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投 |

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p>資証券（以下第25条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> | <p>資証券（以下第24条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。</p> |
| <p>3.～6. (現行どおり)</p> | <p>3.～6. (省 略)</p> |
| <p>(株券等の保管に関する経過的取扱い)</p> | <p>(株券等の保管に関する経過的取扱い)</p> |
| <p>第4条 (現行どおり)</p> | <p>第4条 (省 略)</p> |
| <p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> | <p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> |
| <p>第5条 (現行どおり)</p> | <p>第5条 (省 略)</p> |
| <p>2 第3条第2号の規定により機構が混蔵して保管する証券については、前項のほか次の各号につきご同意いただいたものとして取扱います。</p> | <p>2 (同 左)</p> |
| <p>1.～4. (現行どおり)</p> | <p>1.～4. (省 略)</p> |
| <p>5. 保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける<u>場合があること</u></p> | <p>5. 保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける<u>こと</u></p> |
| <p>6. 預託証券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下第25条を除き「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の合併もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等又は株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等又は預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。）があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること</p> | <p>6. 預託証券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口（以下「株式等」といいます。）について取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の合併もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等又は株主等に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等又は預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使（転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。）があった場合には、新たに当該株式等が交付等されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること</p> |
| <p>7.～12. (現行どおり)</p> | <p>7.～12. (省 略)</p> |

| 改正 | 現行 |
|--|---|
| <p>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(保護預り証券の口座処理)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(担保にかかる処理)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(実質株主等の通知等にかかる処理)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(受益者の通知等にかかる処理)</p> <p>第10条の2 受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の受託者(受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。)に対するお客様の権利は、信託契約及び機構の定める方法により、次のとおり取扱います。</p> <p>1.～4. (現行どおり)</p> <p>5. お客様が機構への預託受益証券を当社から他の<u>口座管理機関</u>へ又は他の<u>口座管理機関</u>から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。))又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引</p> | <p>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>(保護預り証券の口座処理)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>(担保にかかる処理)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>(実質株主等の通知等にかかる処理)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(受益者の通知等にかかる処理)</p> <p>第10条の2 (同 左)</p> <p>1.～4. (省 略)</p> <p>5. お客様が機構への預託受益証券を当社から他の<u>参加者</u>へ又は他の<u>参加者</u>から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回(信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。))又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引</p> |

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の<u>コンプライアンス部お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。</p> | <p>法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の<u>コンプライアンス部</u>に直接ご連絡ください。</p> |
| <p>3・4 (現行どおり)</p> | <p>3・4 (省 略)</p> |
| <p>(名義書換等の手続きの代行等)</p> | <p>(名義書換等の手続きの代行等)</p> |
| <p>第12条 (現行どおり)</p> | <p>第12条 (省 略)</p> |
| <p>2 法律により外国人、外国法人等の保有する株券等の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を<u>受ける場合があります。</u>この場合、当社は直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</p> | <p>2 法律により外国人、外国法人等の保有する株券等の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を<u>受け、</u>直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。</p> |
| <p>3～6 (現行どおり)</p> | <p>3～6 (省 略)</p> |
| <p>(償還金等の代理受領)</p> | <p>(償還金等の代理受領)</p> |
| <p>第13条 (現行どおり)</p> | <p>第13条 (省 略)</p> |
| <p>(受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理)</p> | <p>(受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理)</p> |
| <p>第13条の2 (現行どおり)</p> | <p>第13条の2 (省 略)</p> |
| <p>(受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使)</p> | <p>(受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使)</p> |
| <p>第13条の3 (現行どおり)</p> | <p>第13条の3 (省 略)</p> |
| <p>(受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等)</p> | <p>(受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等)</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| 第 13 条の 4 (現行どおり) | 第 13 条の 4 (省 略) |
| (株主総会の書類等の送付等) | (株主総会の書類等の送付等) |
| 第 13 条の 5 (現行どおり) | 第 13 条の 5 (省 略) |
| (保護預り証券の返還) | (保護預り証券の返還) |
| 第 14 条 (現行どおり) | 第 14 条 (省 略) |
| (保護預り証券の返還に準ずる取扱い) | (保護預り証券の返還に準ずる取扱い) |
| 第 15 条 (現行どおり) | 第 15 条 (省 略) |
| (届出事項の変更手続き) | (届出事項の変更手続き) |
| 第 16 条 (現行どおり) | 第 16 条 (省 略) |
| (保護預り管理料) | (保護預り管理料) |
| 第 17 条 (現行どおり) | 第 17 条 (省 略) |
| (解 約) | (解 約) |
| 第 18 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 | 第 18 条 (同 左) |
| 1. (現行どおり) | 1. (省 略) |
| 2. <u>お客様が手数料を支払わないとき</u> | <u>(新 設)</u> |
| 3. <u>お客様がこの約款に違反したとき</u> | <u>(新 設)</u> |
| 4. (現行どおり) | 2. (省 略) |
| 5. <u>第 26 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u> | 3. <u>第 24 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u> |
| 6. <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出た場合</u> | 4. <u>お客様が暴力団員、暴力団関係者、又はいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者と判明し、日本証券業協会理事会決議「暴力団及び暴力団関係者との取引の抑制について」及び同「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」に基づき当社が解約を申出た場合</u> |
| 7. <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</u> | 5. <u>お客様が当社との取引において脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、又は風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する事由により、当社が解約を申出た場合</u> |
| 8. (現行どおり) | 6. (省 略) |

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>(解約時の取扱い)</u> 第19条 前条に基づく解約に際しては、<u>当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。</u></p> <p>2 <u>保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</u></p> <p><u>(公示催告等の調査等の免除)</u> 第20条 (現行どおり)</p> <p><u>(免責事項)</u> 第21条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。</p> <p>1.～6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>お客様が当社に連絡なしに当社の指定する預貯金口座に宛てて送金を行ったことにより、当社が当該送金を行ったお客様を特定するために相当の期間内に相当の注意を払う必要性が生じ、お客様口座への入金が遅延等した場合</u></p> <p><u>(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)</u> 第22条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。<u>平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において決済合理化法における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されます。以下同じ。）</u>に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについて</p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(公示催告等の調査等の免除)</u> 第19条 (省略)</p> <p><u>(免責事項)</u> 第20条 (同左)</p> <p>1.～6. (省略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)</u> 第21条 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務</p> |

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>は、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p><u>第23条</u> 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社振法附則第14条（同法附則<u>第27条から第31条</u>まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請 2.～4. (現行どおり) 5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること <p>(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p><u>第24条</u> 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投</p> | <p>関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。</p> <p>(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p><u>第22条</u> (同 左)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社振法附則第14条（同法附則<u>第19条、第27条</u>から<u>第32条</u>まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請 2.～4. (省 略) 5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること <p>(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p><u>第23条</u> (同 左)</p> |

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する<u>機構</u>への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと 2.～4. (現行どおり) 5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び<u>機構</u>の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること <p>(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、<u>振替法の施行に伴い</u>、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から<u>第14号</u>までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 振替法の施行日(平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。)の2ヶ月以内の当社が定める日から施行日の前 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する<u>振替機関</u>への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと 2.～4. (省 略) 5. 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び<u>振替機関</u>の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること <p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p><u>第24条</u> 当社は、「<u>株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律</u>」における「<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>(以下「<u>振替法</u>」といいます。)の施行に向けた準備のために、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から<u>第9号</u>までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 振替法の施行日(平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。)の2ヶ月以内の当社が定める日から施行日の前 |

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>日までの間、<u>原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと</u></p> <p>2. 施行日以降は、<u>原則としてお預りした株券等を返還しないこと</u></p> <p>3. <u>振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。<u>以下同じ。</u>）を機構に通知すること</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、<u>第5号</u>の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること</p> <p>8. 当社が<u>第5号</u>に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること</p> <p>9. 当社は、お客様が有する<u>特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限り、）</u>について、<u>振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと</u></p> <p>イ <u>機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</u></p> <p>ロ <u>その他振替法に基づく振替制度へ移</u></p> | <p>日までの間、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと</p> <p>2. 施行日以降は、お預りした株券等を返還しないこと</p> <p>(新 設)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項）を機構に通知すること</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6. お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、<u>第4号</u>の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること</p> <p>7. 当社が<u>第4号</u>に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |

| 改正 | 現行 |
|---|--------------|
| <p>行するために必要となる手続等</p> <p>ハ <u>当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>ニ <u>当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>ホ <u>特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>10. <u>当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限り。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>11. <u>当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限り。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>12. <u>発行者に対する前2号に掲げる振替</u></p> | <p>(新 設)</p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p><u>決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと</u></p> <p>13. 上記の他、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと</p> <p>14. <u>振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること</u></p> <p>(約款の変更) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>8. 上記の他、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(約款の変更) 第 25 条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |